

香害をなくす連絡会

(不動産・建設経済局、住宅局)

2. リフォームを含む建設業者および、家電、排水などの修理・設備点検業者の職員に柔軟剤など香りつき製品の使用自粛を呼びかけてください。

柔軟剤などの香り付き製品を使用している作業員が家の中に入ると、衣服から香料入りマイクロカプセルが飛び散り、荷物や家の中にまで移ってしまい、それを吸い込んで体調不良を起こす人たちがいます。

(答)

- 香りの強さの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がいることから、周囲の方への配慮が必要であると認識しております。
- 香りへの配慮については、昨年8月に消費者庁を中心にポスターを作成し、周知していると承知しております。
- 住宅リフォーム事業者や建設業者への対応については、どのような場所でどのような周知が必要かなど消費者庁等の知見等を踏まえ、関係省庁と協力して参りたいと考えております。